

和歌山城ホールでの展示作品の募集について

和歌山市内の学校、社会福祉施設及び市内で文化活動を行っている団体等が日頃の活動で制作された作品を、和歌山城ホールで展示するため、次のとおり募集します。

【募集期間】

令和5年3月1日（水）～令和5年3月20日（月）15：00まで

【展示期間】

令和5年度前期分：令和5年4月1日（土）～令和5年9月30日（金）

※1団体につき、展示期間（1会期）は約2週間です。（詳細は別紙参照）

搬入・搬出も期間内に行ってください。

【展示場所】

和歌山城ホール3階多目的室

【施設使用料】

無料 ※作品運搬費や材料費等展示に係る経費は、各団体で負担してください。

【対象・内容・展示用備品】

○対象

- ・和歌山市内の学校等（保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、大学など）での授業、部活動で制作された作品
- ・和歌山市内にある社会福祉施設等で制作された作品
- ・和歌山市もしくは和歌山市教育委員会が主催する展示事業に出品した作品（市民の作品を展示するものに限る。）
- ・その他、和歌山市で文化活動を行っている団体もしくはサークルの作品

○内容

絵画、写真、書、陶器、彫刻、工芸などの作品

○展示用備品（和歌山城ホールで用意しているもの）

- ・ホワイトパネル（縦1.8m×横1.2m） 11枚
- ・ホワイトパネル用ワイヤー 44本
- ・ピクチャーレール（多目的室に設置済み）
- ・ピクチャーレール用ワイヤー 30本
- ・展示ボード（縦0.9m×横1.8m）8枚程度
（画用紙等の軽い作品を両面テープで貼付け展示していただけるボードです。）
- ・長机（縦0.45m×横1.8m） 7台程度

※額縁やキャプション等の展示に必要なものは、各団体で用意してください。

【使用申込み方法】

- ・和歌山城ホール（2階事務所）まで使用申込書を提出してください。
- ・使用は原則として、当該年度内に1団体1会期とします。
- ・申込みは、団体単位での申込みとし、個人での申込みは受付しませんのでご了承ください。
- ・申込みは、団体の代表者又はその代理人が和歌山城ホールまで届け出てください。
- ・展示物に応じて展示の方法が異なり、展示できない場合もありますので、申込前に展示方法については、必ず相談してください。

※申込締切後は、空き状況に応じて順次申込みを受付します。（先着順）

【使用会期の決定】

- ・1会期に2団体以上の申込みがあった場合、公開抽選により決定します。
- ※申込多数の場合、当該年度に市民ギャラリー（和歌山市役所本庁舎1階）に出展していない団体及び複数申込みをしていない団体を優先させていただくことがあります。
- ・決定団体には、使用許可書を交付します。

【使用を許可できない場合】

次の場合は、使用を許可できないことがあります。

- 1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 その他、和歌山城ホール条例及び条例施行規則に定める規定に違反するなど、管理運営上、支障があると認められるとき。

【使用許可の取消し】

次の場合は、既に使用許可を受けている場合でも使用を取り消し、又はその使用を制限することがあります。

- 1 偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- 2 許可された使用目的以外に使用し、又は使用しようとしたとき。
- 3 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に施設を使用させ、若しくは使用させようとしたとき。
- 4 その他、和歌山城ホール条例及び条例施行規則に定める規定に違反したとき。

【キャンセルについて】

使用の許可を受けた後、使用を取りやめるときは、使用開始の1か月前までに必ずキャンセルの旨を届け出てください。その後のキャンセル、又は届出なしに使用されなかった場合は、今後の使用について制限させていただくことがあります。

※会期番号1，2（令和5年4月分）については、キャンセルできかねますので、ご注意ください。

【キャンセル待ち】

抽選にもれ、キャンセル待ちを希望される団体が複数の場合、再度抽選により順位を決定します。

【注意事項】

- ・展示する場所はオープンスペースとなります。また、スタッフは常駐していません。
- ・多目的室内の丸机及び椅子は来館者の休憩・談話用に設置していますので、展示には使用できかねます。原則、多目的室内の壁面及び壁面付近にて展示用備品等を使用し展示を行ってください。
- ・展示作業、搬入、搬出は各団体で行い、開館時間内で行ってください。その際、事務所にお声掛けください。
- ・展示中に販売・即売、又は会員・寄附金品等の募集行為をしないでください。
- ・展示中の作品写真及び団体名等はホームページや広報紙等で公開することがあります。
- ・多目的室の使用が終了したときは速やかに原状に回復し、事務所に届け出て、点検を受けてください。
- ・展示用備品を損傷し、又は滅失した場合は速やかに事務所に届け出て指示に従ってください。使用者の責めに帰すべき理由による場合は、それにより生じた損害を賠償すること。
- ・多目的室の使用により生じた展示作品等への損害などについては、和歌山城ホールは一切の責任は負いません。
- ・その他、和歌山城ホール管理者の指示に従うこと。

【令和5年度後期分の展示作品の募集について】

- ・令和5年度後期分の募集は、令和5年9月上旬を予定しています。

○お問い合わせ

和歌山城ホール

〒640-8156 和歌山市七番丁 25 番地の 1

TEL : 073-432-1212 FAX : 073-432-0227